

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 貸付けの種類（第6条）
- 第3章 貸付申込み等（第7条～第11条）
- 第4章 雑則（第12条～第16条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、技術力の向上、新分野の事業への進出、大型店舗の進出、撤退等に対応した経営基盤の強化等の経営革新及び関連企業の倒産又は災害を受けた場合の経営の安定化並びに新たな起業家の育成等の促進を図るための必要な資金（以下「特別対策資金」という。）の融資を促進することにより、県内における活力ある中小企業者の育成及び中小企業者のための特定施策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
 - (2) 資本の額又は出資の総額が次の表に掲げる業種毎に同表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数が同表に掲げる業種毎に同表に掲げる数以下の会社及び個人であって、同表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人

- (3) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第11号までに規定するもののうち、次に掲げるもので特定事業を行うもの（以下「組合」という。）
 - イ 事業協同組合
 - ロ 企業組合
 - ハ 協業組合
 - ニ 商工組合
 - ホ 商店街振興組合
 - ヘ 生活衛生同業組合
 - ト 酒造組合
 - チ 酒販組合
 - リ 内航海運組合

（貸付けの対象者）

- 第 3 条 特別対策資金の貸付けの対象者は、中小企業信用保険法に基づく保険対象業種に属する事業（以下「保険対象事業」という。）を行う中小企業者のうち、県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人である中小企業者で、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの（行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ている者に限る。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表のさが創生貸付の創業・新事業展開等資金のうち、独立・創業に係る貸付けについては、県内において保険対象事業を行う中小企業者になろうとする者についても、貸付けの対象とする。

（融資機関）

第 4 条 特別対策資金は、同資金の融資に関し知事と契約を締結した金融機関（以下「融資機関」という。）が取り扱うものとする。

(融資機関に対する預託)

第5条 知事は、特別対策資金の融資を促進するため、融資機関に対し、必要に応じ予算の範囲内において、特別対策資金の一部を預託する。

第2章 貸付けの種類

(貸付けの種類)

第6条 特別対策資金の貸付けの種類は、次のとおりとし、貸付対象及び貸付条件は、別表のとおりとする。

(1) さが創生貸付

イ 創業資金

ロ 新事業展開等資金

ハ 事業承継資金

ニ 設備投資支援資金

(2) 経営強化貸付

イ 経営環境変化対応資金

ロ 人材確保応援資金

(3) 経営安定化貸付

イ 経営改善資金

ロ セーフティネット資金

ハ 事業再生資金（別に要綱で定める）

ニ 条件変更改善型借換資金

ホ 災害復旧資金

第3章 貸付申込み等

(貸付けの申込み)

第7条 特別対策資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書その他知事が別に定める書類（以下「借入申込書等」という。）を融資機関に提出するものとする。

(融資機関の審査等)

第8条 融資機関は、前条の借入申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、当該借入申込書等を添えて佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に保証の依頼を行うものとする。

(保証の決定)

第9条 保証協会は、前条の保証の依頼を受けたときは、借入申込書等の内容を審査し、適当と認めるものについては、保証の決定を行い、その旨を融資機関に通知するものとする。

(融資機関の貸付けの決定等)

第10条 融資機関は、前条の規定による通知を受けたもので適当と認めるものについては、特別対策資金の貸付けの決定を行うものとする。

2 融資機関は、前項の特別対策資金の貸付けの決定を行ったときは、速やかに、特別対策資金の貸付けを受けようとする者に対し、当該特別対策資金の貸付けを行うものとする。

第4章 雑則

(流用の禁止)

第11条 特別対策資金の貸付けを受けた者は、特別対策資金を当該貸付けの目的以外に使用してはならない。

(繰上償還)

第12条 融資機関は、特別対策資金の貸付けを受けた者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該特別対策資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(報告及び調査)

第13条 保証協会は、特別対策資金の運用状況を知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは特別対策資金の貸付けを受けた者、融資機関及び保証協会に対して特別対策資金の使途、経営内容等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(損失補償)

第14条 知事は、予算の範囲内において、保証協会がこの要綱の規定による特別対策資金の貸付けによる債務を保証することによって受けた損失の一部を補償する。

2 前項の規定による損失補償に係る損失補償金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び知事が別に定める損失補償金の交付に関する規程に定めるところによる。

（運転・設備資金の取扱い）

第15条 特別対策資金において、設備資金相当額が全体の過半を占める運転・設備資金の貸付けについて、別に要綱で定める信用保証料補給費補助金の適用にあつては、設備資金とみなして取り扱うことができるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別対策資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。
- （貸付限度額の特例）
- 2 次項の規定による廃止前の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成元年佐賀県告示第257号。以下「旧要綱」という。）の規定による特別対策資金（以下「旧特別対策資金」という。）の貸付けを受けた者で当該貸付けに係る貸付金の償還を終わらないものに対する特別対策資金の貸付けに係る貸付限度額は、別表の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。
- （佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の廃止）
- 3 佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成元年佐賀県告示第257号）は廃止する。
- （佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の廃止に伴う経過措置）
- 4 この告示の施行の日前に旧要綱第17条の規定により借入申込書等が提出された旧特別対策資金については、なお従前の例による。
- （緊急対策融資）
- 5 この告示の公布の日から平成23年3月31日までの間は、別表の経営安定化貸付の項中

経営改善資金	次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金 1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者	5,000万円	運転資金 10年以内			1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。
円滑化借換資金	中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。）			年0.71パーセント以内		

とあるのは

」

「

経営改善 資金	次に掲げる中小企業 者で、商工会議所等の 指導に基づき、適当と 認められた長期の運転 資金 1 不時の災難又は急 激な経済環境の変化に より資金繰りに著しい 困難を生じている中小 企業者 2 売上げの減少その 他の理由により資本の 構成が著しく不均衡と なっている中小企業者	5,000万円 (経営改 善資金(緊 急対策融 資)のみの 場合は、 8,000 万 円)	運転資金 10年以内
経営改善 資金(緊急 対策融資)	中小企業信用保険法 第2条第4項第5号に 該当することについて 市町長の認定を受けた 中小企業者が必要とす る長期の運転資金		
円滑化借 換資金	中小企業信用保険法 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受けた中小企業者で、 経営の安定に支障をき たしているものが必要 とする長期の運転資金 (既存債務の借換資金 (中小企業金融安定化 特別保証制度に係る貸 付けを除く。)を含む。)		

	1 原則とし て、月賦償 還とする。 2 2年以内の 据置期間を 置くことが できる。	
年 0.60 パ ーセント 以内		
年 0.71 パ ーセント 以内		

」

とする。

附 則 (平成9年告示第191号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年告示第664号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、この告示の施行の日から平成10年3月31日までの間に該当認定申請書を提出した者に適用する。

附 則 (平成10年告示第192号)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成10年9月30日までの間に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則 (平成10年告示第342号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年告示第542号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成11年3月31日までの間に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則 (平成11年告示第211号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成12年3月31日までの間

に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則（平成11年告示第630号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年告示第105号）
この告示は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成12年告示第224号）
- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成13年3月31日までの間に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

- 附 則（平成13年告示第184号）
- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成13年9月30日までの間に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

- 附 則（平成13年告示第440号）
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱附則第5項の規定は、平成14年3月31日までの間に該当認定申請書等を提出した者に適用する。

附 則（平成14年告示第140号）
この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第144号）
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

- 附 則（平成16年告示第267号）
- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の日前に改正前の佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）第7条の規定により該当認定申請書等が提出された特別対策資金又は旧要綱第8条の規定により借入申込書等が提出された同資金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年告示第186号）
この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第392号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年告示第246号）
この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第359号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第278号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第222号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第428号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第183号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第151号）
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第453号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第112号）
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第181号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第130号）
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則
1 この要綱は、平成28年12月15日から施行する。
2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則
1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則
1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則
1 この要綱は、令和元年8月30日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和元年8月28日から令和元年12月27日までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月16日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和元年8月28日から令和2年3月31日までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月9日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和2年3月9日から当面の間、経営改善資金（新型コロナウイルス感染症資金繰り対策）の貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。なお、改正後の要綱のうち、経営改善資金（新型コロナウイルス感染症資金繰り対策）の改正については、令和2年3月9日から当面の間、貸付けの申込みの受付を行った者に適用することとし、その他の改正については、令和2年4月1日から適用とする。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月12日から施行する。なお、改正後の要綱については、令和2年8月13日から令和2年12月28日までに貸付けの申込みの受付を行った者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月23日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行し、令和3年度に災害復旧資金の貸付けの申込みを行い、当該資金の融資を受けた者に適用する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に貸付けが行われた特別対策資金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

資金名		貸付対象	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証協会の保証料率※	償還方法	保証協会の保証及び物的担保・保証人
さが創生貸付	創業資金	◆独立・創業 次の各号のいずれかに該当するものが必要とする事業資金 1 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画があるもの 2 中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画があるもの 3 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満であるもの 4 自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満であるもの 5 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに設立した会社に承継させ、個人創業から5年未満であるもの 6 事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的な計画があるもの 7 事業を営んでいない個人で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの （スタートアップ創出促進保証において、6、7は対象外）	3,500万円	10年以内	年1.30%以内	設備資金分年0.00% 運転資金分年0.30%以内 借換資金分年0.60%以内 （スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ）	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内ただし、スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内とする。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。ただし、スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要
	新事業展開等資金	◆新事業活動促進 新たな事業活動を行おうとする次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金（既存債務の借換資金を含む） 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）により行政庁から承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を行う中小企業者 2 県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域資源に係る新製品や新サービスの事業化に取り組む中小企業者 3 農林漁業者と連携し、互いの経営資源を有効に活用することにより新製品や新サービスの事業化に取り組む中小企業者 4 佐賀県トライアル発注事業で選定された新製品や新サービスの事業化に取り組む中小企業者 5 下請中小企業振興法により認定を受けた計画に基づき事業を行う中小企業者 6 知的資産経営報告書等を作成し、新事業活動に取り組む中小企業者	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）ただし、組合等にあつては、2億円（運転資金のみの場合は、4,000万円）借換資金の場合は8,000万円（新規貸付資金は5,000万円まで（運転資金のみの場合は2,000万円まで））※新事業活動促進7を用いる場合においては、補助金交付額を上限に運転資金8,000万円まで	設備資金10年以内 （不動産の取得を主要内容とするものについては、15年以内） 運転資金7年以内 （7の場合、運転資金2年） 借換資金10年以内		設備資金分年0.00% 運転資金分年0.30%以内 （6の場合、年0.00%） 借換資金分年0.60%以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあつては、1年以内）の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

	7 新事業活動に取り組む（県内の事業に限る）にあたり国や地方自治体、公的機関等からその事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者又は、佐賀県産業労働部が所管する補助金の交付決定を受けている中小企業者 8 その他新規性・独創性のある新製品や新サービスの事業化に取り組む中小企業者 ◆DX事業活動促進 AI・IoTをはじめとしたIT、ロボティクス等の先進技術やそれを用いたサービスを活用して、既存ビジネスの生産性向上や付加価値向上、新たなビジネスの創出といったDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組む中小企業者が必要とする事業資金（既存債務の借換資金を含む） ◆事業転換 積極的に事業転換を行おうとする次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金（既存債務の借換資金を含む） 1 経済環境の変化又は親事業者の事業活動の変化に伴い、事業転換又は新分野進出を行う中小企業者 2 引き続き1年以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き1年以上県内において同一事業を営んでいる中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに県内で異業種を営むために設立した中小企業者である会社であって、事業開始後1年未満のもの				設備資金分年0.00% 運転資金分年0.00% 借換資金分年0.60%以内 設備資金分年0.00% 運転資金分年0.30%以内 借換資金分年0.60%以内		
事業承継資金	次の各号のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金 1 事業承継に取り組む者	5,000万円	設備資金10年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内） 運転資金7年以内	設備資金分年0.00% 運転資金分年0.00% 1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあつては、1年以内）の据置期間を置くことができる。ただし、要件2の場合においては、設備資金・運転資金ともに1年以内とする。			

		2 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の各号すべてに該当する者 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと (5)経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者の確認を受けていること		10年以内				原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保を徴求することができる。ただし、連帯保証人は不要。	
	設備投資支援資金	次の各号のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金 1 事業の効率化・省コスト化・生産性向上などのため、老朽化した機械の買替えや、既存設備を更新するための資金であること 2 工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を行うための資金であること	8,000万円（設備資金のみ）	設備資金 10年以内 （不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内）		設備投資年0.00%	1 2	原則として、月賦償還とする。 2年以内の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。
経営強化貸付	経営環境変化対応資金	【大型店舗・大企業対策】 大型店舗又は大企業の進出又は撤退により事業活動に影響を受ける（影響を受けることが見込まれる場合を含む。）中小企業者が一定期間内に必要とする事業資金 【地場産業等対策】 県内の地域産業の振興に寄与する事業を営む次の中小企業者が必要とする事業資金 1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）により認定を受けた振興計画に基づく事業を行う中小企業者 2 知事が指定する地場産業に属する事業を行う中小企業者のうち、経営の合理化又は近代化を行うもの 【企業立地、観光振興、食品産業品質管理高度化促進（HACCP）対策】 県内に企業立地等を行う中小企業者（1及び2については、第3条の規定にかかわらず、県内に誘致された中小企業者も含む。）、県内の観光産業の振興に寄与する事業を営む中小企業者又は食品産業品質管理高度化促進対策（HACCP）に取り組む中小企業者が必要とする次に掲げる資金	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）	設備資金 10年以内 （不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内） 運転資金 7年以内		年1.35%以内 設備投資分年0.00%	1 2	原則として、月賦償還とする。 2年以内（運転資金にあっては、1年以内）の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

		1 県内における雇用の増大を伴う工場等施設の移転及び拡張を行うために必要とする事業資金 2 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）に規定する低開発地域工業開発地区、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する市町が策定した産業の導入に関する実施計画において定められた地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域内又は伊万里団地に企業立地を行うために必要とする設備資金 3 佐賀空港を利活用するために必要とする事業資金 4 施設等の整備を行うために必要とする設備資金 5 観光客やM I C Eの誘致を行うために必要とする資金 6 消費促進支援を行うために必要とする資金 7 食品産業品質管理高度化促進（HACCP）のため必要となる資金						
		【貿易振興・国際化対策】 貿易振興又は国際化を行う次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 貿易又は国際化の振興に寄与する貿易関連事業を営む中小企業者 2 国際標準化機構9000シリーズ又は14000シリーズの認証を受けようとする中小企業者 3 海外への専門家派遣による商品開発を行う中小企業者 4 海外展開の事業化可能性調査を行う中小企業者 5 海外展示会への出展を行う中小企業者	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）					
		【環境・省エネルギー対策】 環境保全・廃棄物抑制又は省エネルギー対策に取り組む次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行う中小企業者 2 再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行う中小企業者 3 産業廃棄物の処理を自ら行う中小企業者又は産業廃棄物処理を業として行う中小企業者 4 環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図る中小企業者						

		5 省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行う中小企業者 6 新たに再生可能エネルギー設備・C E V (Clean Energy Vehicle) の導入を行う者 【高度情報化対策】 次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金 1 情報処理機器等の整備、ネットワークの構築等の高度情報化を進める中小企業者 2 マイナンバーの管理やテレワークの導入を行う中小企業者 【UD化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対策】 次に掲げる中小企業者が必要とする資金 1 UD化に取り組むための施設改修に必要とする資金 2 耐震診断・耐震改修を行うために必要とする資金 3 消費税増に対応するために必要とする資金 4 キャッシュレスに対応するために必要とする資金	8,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）				
	人材確保 応援資金	次の各号のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金（融資申し込み時点で佐賀県の地域別最低賃金を上回っていること） 1 融資申込日の前後6カ月以内に、新たに1名以上正社員を雇用（非正規から正社員への転用を含む。）する者 2 事業場内の最低賃金を引き上げる者（前年対比で3%以上の上昇。） 3 新たな従業員の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置もしくは改修を行う者 4 従業員が育児休業を取得しやすくするための雇用環境整備や、業務体制整備を行おうとする者	5,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	設備資金分 年0.00% 運転資金分 年0.30%以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内（運転資金にあつては、1年以内）の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。
経営安定化貸付	経営改善資金	次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められ、経営改善に取り組み、その実行と進捗を金融機関に報告するものが必要とする事業資金 1 資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者	5,000万円	10年以内	年0.60%以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

セーフ ティ ネット 資金	次の各号のいずれかに該当する中小 企業者が必要とする事業資金 1 中小企業信用保険法第2条第5項の 規定に基づく市町長の認定を受けた 中小企業者 2 中小企業信用保険法第2条第6項の 規定に基づく市町長の認定を受けた 中小企業者 3 倒産企業等に債権を有し、当該企 業への取引企業への取引依存度が 10%以上ある中小企業者 4 県が別途指定する県内経済に多大 な影響を及ぼす事象により、資金繰 りが著しく困難又は経営の安定に支 障をきたしたものの	8,000万円	10年以内		年0.60%以 内	1 原則とし て、月賦償 還とする。 2 2年以内 の据置期間 を置くこと ができる。	
事業再 生資金	次のいずれかの計画（当該計画に係 る債権者全員の合意が成立したものに限 る。）に従って事業再生を行い、金融機 関に対して計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者が必要とする事 業資金 1 中小企業基盤整備機構の指導又は 助言を受けて作成された事業再生の 計画 2 認定支援機関の指導又は助言を受 けて作成された事業再生の計画 3 特定認証紛争解決手続に従って作 成された事業再生計画 4 整理回収機構が策定を支援した再 生計画 5 経済活性化支援機構が再生支援決 定を行った事業再生計画 6 東日本大震災事業者再生支援機構 が支援決定を行った事業再生計画 7 私的整理に関するガイドラインに 基づき成立した再建計画 8 自然災害による被災者の債務整理 に関するガイドラインに基づき作成 された計画であって、特定債務等の 調整の促進のための特定調停に関す る法律（平成11年法律第158号）に 基づく調停における調書（同法第17 条第1項の調停条項によるものを除 く。）又は同法第20条に規定する決 定において特定されたもの 9 中小企業の事業再生等に関するガ イドラインに基づき成立した事業再 生計画 10 中小企業基盤整備機構が法第140 条に規定する出資業務により出資を 行った投資事業有限責任組合が策定 を支援した再建計画 11 経営サポート会議による検討に基 づき作成又は決定された事業再生の 計画	5,000万円	分割返済 15年以内 一括返済 1年以内	年1.30% 以内	年0.00%	1 一括返済 又は分割返 済 2 分割返済 の場合、3 年以内の据 置期間を置 くことがで きる。	原則とし て、保証協 会の保証付 きとし、保 証協会は、 必要に応 じ、物的担 保又は連帯 保証人を徴 求すること ができる。

	12 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画						
条件変更改善型借換資金	次に各号のいずれにも該当する中小企業者が必要とする借換資金 1 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既存債務の残高があること。 2 1の既存債務の全部又は一部について返済条件の変更を行っていること。 3 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	8,000万円	15年以内	金融機関所定の利率	年0.60%以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以内の据置期間（ただし、新規の運転資金を追加しつつ借り換える場合は、据置期間2年以内）を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。
災害復旧資金	知事が認める特定の地域において、天災又はこれに準ずる災害で知事が認めるものによる被害を受け、経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町長その他知事が必要と認めた者（以下「市町長等」という。）の証明を受けたものが知事が別に定める期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金	6,000万円 ※既往の災害復旧資金の融資残高に限り、借換を認める。	設備資金 運転資金 10年以内	年0.90%以内	設備資金分年0.00% 運転資金分年0.00%	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。	原則として、保証協会の保証付きとし、保証協会は、必要に応じ、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25～0.45%の上乗せ